

新規申請の記載例

様式第1-1号
(第1面)

地域登録検査機関の登録申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請先が茨城県知事であることを確認してください

住所 ○○県△市□□▽番地■号 ①
 名称 株式会社 ○○ ②
 代表者氏名 代表取締役 △△
 ↑役職名を必ず記載

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名称	② 株式会社 ○○		
	名称	所在地	電話番号
③ 主たる事務所	株式会社 ○ ○	① ○○県△市□□▽番地 ■号	○○-○○○○-○ ○○○
④ 従たる事務所	△△支店 ××支店	○○県… ○○県…	○○-○○○○-○ ○○○ ○○-○○○○-○ ○○○
登録の区分	品位等検査		⑤ 成分検査
農産物の種類	⑥ 国内産玄米, 国内産小麦		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
⑦ 無			
備考	⑧ 略称を使用する場合は「(株)○○」と記入する。		

【記入上の留意点】

① 住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。

② 機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。

③ 主たる事務所は、登記簿に記載された事務所を記入してください。

④ 従たる事務所とは、主たる事務所以外で検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物検査法第25条の帳簿の保存等、農産物検査に関する事務を行う事務所です。組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載してください。

⑤ 成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。

⑥ 登録検査機関として行う農産物の種類を記入してください。国内産農産物の場合、種類ごとに「国内産」を付してください。

⑦ 農産物検査法第17条第3項とは、

農産物検査法第17条
第3項 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなった日から1年を経過しないもの
- 第24条第1項から3項までの規定により登録を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人
- 第24条第1項から第3項までの規定による登録の取り消しの日前30日以内にその取り消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取り消しの日から1年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人

⑧ 紙袋等に機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

新規登録の記載例

第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用
 第2面の2は、外国産農産物の品位等検査用
 第2面の3は、成分検査用

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種類	包装の有無	検査見込数量
茨城県 ⑨	⑩ 国内産玄米	⑪ 有	⑫ 60トン
	〃	無	150トン
	国内産小麦	無	300トン
農産物検査員			
⑬ 氏名	住所	⑭ 検査を行う農産物の種類	⑮ 検査を行う区域
〇〇 〇〇	〇〇県…	玄米, 小麦	茨城県
〇〇 〇〇	〇〇県…	玄米, 小麦	茨城県
〇〇 〇〇	〇〇県…	玄米	茨城県
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
△△支店 ⑯	穀刺 ⑰	2	所有 ⑱
	カルトン	20	所有
	はかり	1	所有
	はかり	1	賃貸
	常圧加熱乾燥法使用機材等	2	所有
	小型試験用とう精機	2	所有
	ふるい	2	所有
穀粒容積重計	2	所有	
農産物検査を行おうとする区域	⑲ 事務所の名称		
茨城県	株式会社〇〇		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

【記入上の留意点】

- ⑨ 国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。
- ⑩ 農産物の種類は、第1面の農産物の種類と一致させてください。
- ⑪ 包装の有無を記入してください。フレコンは「ばら」であるため、包装は無になります。
- ⑫ 農産物の種類別、包装の有無別に、検査見込数量をトン数で記入してください。
- ⑬ 農産物検査員に記載できるのは農産物検査員名簿に登載済みの方に限りです。農産物検査員の育成研修修了者であっても、農産物検査員名簿に登載されていない方は記載できません。
- ⑭ ・農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。
 ・登録検査機関として検査を行おうとする種類のうちから記入してください。
 例として、農産物検査員が国内産そばの資格を持っていても、登録検査機関として国内産そばの検査を行わない場合は記入不要です。
- ⑮ 農産物検査員の検査を行う区域は「茨城県」と記入してください。
- ⑯ ・検査を行うための機械器具の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。
 ・品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入してください。
- ⑰ 農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。
 もみ: 各種類共通機材(穀刺, カルトン, はかり, 常圧加熱乾燥法使用機材等)及び試験用もみすり機, 小型試験用とう精機, 恒温器(ただし, 種子検査を行わない, 又は種子検査のうち発芽率検査を生産物審査証明書による場合は不要)
 玄米: 各種類共通機材及び小型試験用とう精機
 麦類: 各種類共通機材及びふるい, 穀粒容積重計, 恒温器(ビール麦用)
 大豆, 小豆, いんげん: 各種類共通機材及びふるい, 恒温器(もみに同じ)
 そば: 各種類共通機材及びふるい, 穀粒容積重計, 恒温器(もみに同じ)
 ※常圧加熱乾燥法使用機材等には電気水分計を含みます。
 ※はかりには分析用と量目用の2種類が必要です。
- ⑱ 検査器具ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。
- ⑲ 検査を行う区域ごとに、その区域を管轄する事務所名を記入してください。

(第3面) ㊸

茨城県収入証紙
はり付け欄

【記入上の留意点】

㊸ 茨城県の収入証紙15万円をこの台紙に貼らず提出してください。
県収入証紙の購入場所は茨城県のホームページで確認できます。